

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（化学保安課）

一 趣旨

高圧ガス保安法の一部改正に伴い創設された認定高度保安実施者が行う、高圧ガス保安法に基づく完成検査に合格した液化石油ガス法の貯蔵施設等について、同法の設置又は変更の許可に係る完成検査手数料の額を定めるための改正

二 内容

別表危機管理防災部の項第六十一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

三 施行期日

令和五年十二月二十六日